

# 地域包括支援センターの仕事

## 総合相談窓口

困っていることや相談したいことはありませんか

地域包括支援センターでは、高齢者の介護に関する  
こと以外にも、健康、医療、福祉に関することなど、  
高齢者本人やそのご家族が悩んでいることや、心配し  
ていることに関する相談をお受けします。

例えば・・・

- 今の体力を維持したいので、市が行う筋力  
トレーニングや健康教室に参加したい。
- 最近、父親の物忘れがひどくなった気がする  
ので、どんなサービスがあるのか、  
教えてほしい。



## 介護予防マネジメント

高齢者のみなさんの状況に合わせた介護予防を考えます

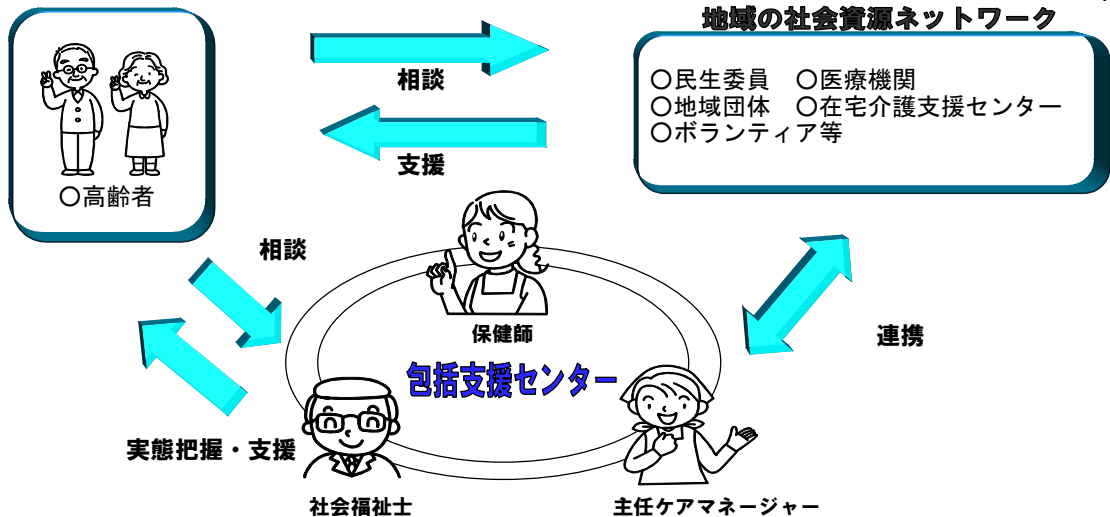
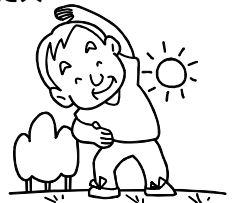
☆ 要支援1・要支援2の認定を受けた人  
地域包括支援センター（又は地域包括支援センターから委託  
された居宅介護支援事業者）が介護保険の予防サービスの利用  
について、調整します。

介護予防訪問介護や介護予防通所介護などのサービスを利用  
しながら、心身の状態の維持・改善に努めましょう。

☆ 介護予防のための事業参加が必要と判断された人

基本チェックリスト（生活機能チェッ  
クリスト）などで、介護予防を支援する  
必要があると判断された方に、市が行う  
介護予防事業の利用計画を作成します。

生活機能チェック（裏面参照）は、基本  
健康診査時に実施することができます。



## 権利擁護事業

高齢者のみなさんの権利を守ります

地域包括支援センターでは、金銭の管理や契約に関  
することなどに不安があって、近くに親族がいない場  
合、成年後見制度の利用の支援や社会福祉協議会が行  
う地域福祉権利擁護事業などの権利擁護サービスの情  
報を提供します。

平成18年4月に施行された「高齢者虐待の防止、  
高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に  
基づき、高齢者虐待の発生を予防するとともに、  
虐待を受けた高齢者を迅速かつ適切に保護し、  
高齢者が安定した生活を送ることができるよう  
支援します。

また、悪質な訪問販売や住宅リフォームなど  
の消費者被害に関して、状況に応じて他の  
関係機関と連携して、高齢者の権利を守ります。



## 包括的・継続的な支援

高齢者のみなさんを様々な方面から支援します

地域包括支援センターでは、高齢者のみなさんを直接支援  
するほかに、地域のケアマネージャーが円滑に仕事ができる  
ような助言や支援を行います。

また、この地域が高齢者のみなさんにとって、より暮らし  
やすい地域となるようさまざまな関係機関とのネットワー  
クづくりに取り組みます。

